

秦野市個人情報保護条例の一部を改正することについて

秦野市個人情報保護条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 30 年 2 月 26 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の定義を明確化するとともに、特に配慮を要する個人情報として要配慮個人情報の取扱いを規定するため、改正するものであります。

秦野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

秦野市個人情報保護条例（平成17年秦野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することで特定の個人が識別され得るもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 要配慮個人情報 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次に掲げる事項に関する個人情報をいう。

ア 思想、信条及び宗教

イ 人種及び民族

ウ 犯罪歴

エ 社会的差別の原因となる事項

オ 病歴

カ 犯罪により害を被った事実

キ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の実施機関が定める心身の機能の障害があること（オに該当するものを除く。）。

ク 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（ケにおい

て「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(ケにおいて「健康診断等」という。)の結果(オに該当するものを除く。)

ケ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと(オに該当するものを除く。)

コ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと(ウに該当するものを除く。)

サ 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと(ウに該当するものを除く。)

第6条本文中「個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第7条第1項第5号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 要配慮個人情報が含まれているときは、その旨

第18条第2号本文中「識別され得るもの」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第19条第2項中「識別され得ることとなる記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第24条第3項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(秦野市暴力団排除条例の一部改正)

2 秦野市暴力団排除条例(平成23年秦野市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「秦野市個人情報保護条例(平成17年秦野市条例第15号)第2条第4号」を「秦野市個人情報保護条例(平成17年秦野市条

例第15号)第2条第5号」に改める。

(経過措置)

- 3 施行日前にこの条例による改正後の秦野市個人情報保護条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第2号に規定する実施機関が行っている同条第6号に規定する個人情報取扱事務であって、その事務に同条第4号に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後の条例第7条第2項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、その個人情報取扱事務について」とあるのは、「個人情報取扱事務について、秦野市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成30年秦野市条例第 号)の施行の日以後、遅滞なく、」とする。

議案第8号 秦野市個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（個人が営む事業に関して記録された情報に含まれるその個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれるその法人その他の団体の役員に関する情報（これらの情報のうち、特定個人情報に該当するものを除く。）を除く。）で、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができ</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（個人が営む事業に関して記録された情報に含まれるその個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれるその法人その他の団体の役員に関する情報（これらの情報のうち、特定個人情報に該当するものを除く。）を除く。）で、<u>特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することで特定の個人が識別され得るものをいう。</u></p>

るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2)・(3) (略)

(2)・(3) (略)

(4) 要配慮個人情報 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次に掲げる事項に関する個人情報をいう。

ア 思想、信条及び宗教

イ 人種及び民族

ウ 犯罪歴

エ 社会的差別の原因となる事項

オ 病歴

カ 犯罪により害を被った事実

キ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の実施機関が定める心身の機能の障害があること（オに該当するものを除く。）。

ク 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（ケにおいて「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（ケにおいて「健康診断等」という。）の結果（オに該当するものを除く。）

ケ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心

身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（オに該当するものを除く。）。

コ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（ウに該当するものを除く。）。

サ 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（ウに該当するものを除く。）。

(5)－(11) (略)

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する要配慮個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により取り扱うとき、又は情報公開条例第15条に規定する秦野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その意見を聴いたうえで事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

(1)－(4) (略)

(個人情報取扱事務の登録等)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務について、次に掲げる事

(4)－(10) (略)

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により取り扱うとき、又は情報公開条例第15条に規定する秦野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その意見を聴いたうえで事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

(1)－(4) (略)

(個人情報取扱事務の登録等)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務について、次に掲げる事

項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。
い。

(1) - (4) (略)

(5) 前号の個人の類型ごとの次の事項

ア・イ (略)

ウ 要配慮個人情報が含まれているときは、その旨

エーカ (略)

2 - 5 (略)

(保有個人情報を開示する義務)

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求書を提出した者（以下「開示請求者」という。）に対し、その保有個人情報を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人のその事業に関する情報を除く。）で、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の著作権その他の知的財産権を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。
い。

(1) - (4) (略)

(5) 前号の個人の類型ごとの次の事項

ア・イ (略)

ウーオ (略)

2 - 5 (略)

(保有個人情報を開示する義務)

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求書を提出した者（以下「開示請求者」という。）に対し、その保有個人情報を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人のその事業に関する情報を除く。）で、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の著作権その他の知的財産権を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

アーカ (略)

(3) - (9) (略)

(部分開示の実施)

第19条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号に該当する情報
(開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る
ものに限る。)が記録されている場合において、その情報のうち、
開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得ること
となる記述等及び個人識別符号を除くことにより、開示しても、
開示請求者以外の個人の著作権その他の知的財産権が害されると
認められないときは、その部分を除いた部分を同号の情報に含
まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(開示の実施)

第24条 (略)

2 (略)

3 保有個人情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧
又は写しの交付により、フィルムについては視聴取又はフィルム
をプリントした紙若しくはプリンターにより打ち出された文書
の閲覧若しくは交付により、電磁的記録については情報技術
の進展状況に応じて実施機関が定める方法により行うものとする。

アーカ (略)

(3) - (9) (略)

(部分開示の実施)

第19条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号に該当する情報
(開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る
ものに限る。)が記録されている場合において、その情報のうち、
開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得ること
となる記述等を除くことにより、開示しても、開示請求者以外
の個人の著作権その他の知的財産権が害されると認められない
ときは、その部分を除いた部分を同号の情報に含まれないものと
みなして、前項の規定を適用する。

(開示の実施)

第24条 (略)

2 (略)

3 保有個人情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧
又は写しの交付により、フィルムについては視聴取又はフィルム
をプリントした紙若しくはプリンターにより打ち出された文書
の閲覧若しくは交付により、電磁的記録(電子的方式、磁気
的方式その他の知覚によっては認識することができない方式
で作られる記録をいう。以下同じ。)については情報技術の進
展状況に応じて実施機関が定める方法により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(秦野市暴力団排除条例の一部改正)

- 2 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「秦野市個人情報保護条例（平成17年秦野市条例第15号）第2条第4号」を「秦野市個人情報保護条例（平成17年秦野市条例第15号）第2条第5号」に改める。

(経過措置)

- 3 施行日前にこの条例による改正後の秦野市個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関が行っている同条第6号に規定する個人情報取扱事務であって、その事務に同条第4号に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後の条例第7条第2項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、その個人情報取扱事務について」とあるのは、「個人情報取扱事務について、秦野市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成30年秦野市条例第 号）の施行の日以後、遅滞なく、」とする。

秦野市個人情報保護条例の一部を改正することについて

1 条例改正の背景

個人情報の保護及び有効性の確保に資するため、「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 51 号）」が公布され、その中で「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）」の一部を改正する法律が、平成 29 年 5 月 30 日に施行されました。

2 条例改正の概要

(1) 個人情報の定義の明確化（第 2 条、第 18 条、第 19 条関係）

個人情報の判断を容易かつ客観的にすることを目的として、DNA等を「個人識別符号」として定義し、これらも「個人情報」とであると明確化する法改正が行われたため、同様の条例改正を行うものです。

「個人識別符号」

1 身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号

- (1) DNAを構成する塩基の配列
- (2) 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- (3) 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- (4) 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- (5) 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- (6) 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- (7) 指紋又は掌紋

2 役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

- (1) 旅券の番号
- (2) 基礎年金番号
- (3) 運転免許証の番号
- (4) 住民票コード
- (5) 個人番号（マイナンバー）
- (6) 次の証明書に記載された符号
 - ア 国民健康保険の被保険者証
 - イ 後期高齢者医療制度の被保険者証
 - ウ 介護保険の被保険者証
- (7) その他総務省令で定める符号

(2) 要配慮個人情報の取扱い（第2条、第6条、第7条関係）

機微な情報について、各省庁の策定するガイドラインや地方公共団体の条例で一定の取扱い制限を定めることが一般的になりつつあることから、「人種」、「信条」等11項目を要配慮個人情報として規定し、国の行政機関がそれらを取り扱うときは、総務大臣に通知するとともに、個人情報ファイル簿に記載するものとする法改正が行われました。

一方、条例では、「思想、信条及び宗教」、「人種及び民族」、「犯罪歴」及び「社会的差別の原因となる事項」の4項目について、原則として取扱いを禁止することを既に規定していますが、その他の7項目を加えて、法と同様に要配慮個人情報として定義する条例改正を行うものです。

なお、原則として取扱いを禁止している4項目については、その取扱いが依然として例外的であると考えられるため、現規定を維持するものです。

今後、要配慮個人情報を取り扱うときは、国に準じて、個人情報取扱事務登録簿に記載するとともに、情報公開・個人情報保護審査会にその旨を報告することとします。

「要配慮個人情報」の種類（*）は、現条例において原則取扱い禁止の情報

- 1 思想、信条及び宗教（*）
- 2 人種及び民族（*）
- 3 犯罪歴（*）
- 4 社会的差別の原因となる事項（*）
- 5 病歴
- 6 犯罪により害を被った事実
- 7 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること
- 8 医師等により行われた健康診断等の結果
- 9 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
- 10 被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと
- 11 非行少年等として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

3 施行期日

平成30年4月1日